

# 食品に関する営業を始める皆様へ ～営業許可申請の手引き～

食品関係の営業は、法律で営業許可が必要な業種が定められていますので、  
営業をお考えの場合は、あらかじめ営業施設がある区の衛生課にご相談ください。  
開業にあたっては、次のような手続きが必要です。

- ① 営業施設がある区の衛生課に営業許可を申請する
- ② 各区の衛生課による施設の確認検査を受ける
- ③ 営業許可を受ける

＜営業許可が必要な業種＞

| 分類  | 業種                    | 分類  | 業種            |
|-----|-----------------------|-----|---------------|
| 調理業 | 飲食店営業                 |     | 氷雪製造業         |
| 販売業 | 調理の機能を有する<br>自動販売機 ※1 | 製造業 | 液卵製造業         |
|     | 食肉販売業 ※2              |     | 食用油脂製造業       |
|     | 魚介類販売業 ※2             |     | みそ又はしょうゆ製造業   |
|     | 魚介類競り売り営業             |     | 酒類製造業         |
| 処理業 | 集乳業                   |     | 豆腐製造業         |
|     | 乳処理業                  |     | 納豆製造業         |
|     | 特別牛乳搾取処理業             |     | 麵類製造業         |
|     | 食肉処理業                 |     | そうざい製造業       |
|     | 食品の放射線照射業             |     | 複合型そうざい製造業 ※3 |
| 製造業 | 菓子製造業                 |     | 冷凍食品製造業       |
|     | アイスクリーム類製造業           |     | 複合型冷凍食品製造業 ※3 |
|     | 乳製品製造業                |     | 漬物製造業         |
|     | 清涼飲料水製造業              |     | 密封包装食品製造業     |
|     | 食肉製品製造業               |     | 食品の小分け業       |
|     | 水産製品製造業               |     | 添加物製造業        |

※1 高度な機能を有し、屋内に設置されたものは除く。

※2 容器包装に入れられた状態で仕入れ、  
そのままの状態で販売するものは除く。

※3 HACCPに基づく衛生管理が必須。

届出が必要です。

# 営業許可申請の手続き（流れ）

## 事前相談

- 相談・受付は、営業施設がある区の衛生課食品係までお願いします。
- 工事に着手する前に施設の設計済み図面を持参のうえ相談してください。  
※ 施設基準に適合しない場合、完成後手直しが必要となります。
- 施設を衛生的に管理運営するために、HACCPに沿った衛生管理の実施及び食品衛生責任者の設置が必要です。
- 井戸水を使用する場合は、あらかじめ水質検査を受け、飲用に適する水であることを証明する成績書を準備してください。

## 申請書類の提出

- 申請書類は、営業開始予定日の少なくとも1週間前までには提出してください。  
※申請はインターネット（食品衛生申請等システム）からもできます。  
手数料の支払いは窓口に来ていただく必要があります。

| 申請に必要な書類等 |                                 | 備考               |
|-----------|---------------------------------|------------------|
| 必要な書類     | 営業施設及び設備の図面                     | —                |
|           | 水質検査成績書（検査項目は各区の衛生課へ確認ください）     | 井戸水を使用する場合       |
|           | 許可申請手数料                         | 現金のみ（p3参照）       |
| 必要な情報     | 法人番号                            | 法人の場合のみ          |
|           | 食品衛生責任者の氏名及び資格の種類<br>受講した講習会の種類 | —                |
|           | 主として取り扱う食品について                  | —                |
|           | 食品衛生申請等システムの<br>食品等事業者ログインID    | 参考：事業者登録<br>の手引き |
|           | 担当者氏名                           | —                |

## 施設の確認検査

- 申請の際、工事の進捗状況や検査日等の相談をしてください。
- 確認検査には、営業者又は食品衛生責任者が立ち会ってください。
- 施設基準に適合しない場合は許可できません。  
不適合事項について改善し、再検査を受けることになります。
- 確認検査までに、施設の衛生管理計画を作成しておいてください。

# 営業許可証の交付

- 施設基準適合確認後、営業許可証を交付します。  
(書類の作成のため交付まで数日かかります。)
- 許可申請を行った各区の衛生課の窓口又は郵送で受領してください。
- 受領時、印鑑は不要です。

## 【食品衛生責任者の資格】

- 食品衛生監視員、食品衛生管理者となることができる人
- 調理師、製菓衛生師、栄養士、管理栄養士、船舶料理士
- と畜場法に規定する衛生管理責任者、作業衛生責任者
- 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に規定する食鳥処理衛生管理者
- 都道府県知事等が行う講習会又は都道府県知事等が適正と認める講習会を受講した者

## 〈申請手数料〉

| 業種                | 手数料<br>(円) |
|-------------------|------------|
| 飲食店営業             | 16,600     |
| 調理機能を有する<br>自動販売機 | 9,800      |
| 食肉販売業             | 9,800      |
| 魚介類販売業            | 9,800      |
| 魚介類競り売り営業         | 21,400     |
| 集乳業               | 9,800      |
| 乳処理業              | 21,400     |
| 特別牛乳搾取処理業         | 21,400     |
| 食肉処理業             | 21,400     |
| 食品の放射線照射業         | 21,400     |
| 菓子製造業             | 14,400     |
| アイスクリーム類製造業       | 14,400     |
| 乳製品製造業            | 21,400     |
| 清涼飲料水製造業          | 21,400     |
| 食肉製品製造業           | 21,400     |
| 水産製品製造業           | 16,600     |

| 業種          | 手数料<br>(円) |
|-------------|------------|
| 氷雪製造業       | 21,400     |
| 液卵製造業       | 14,400     |
| 食用油脂製造業     | 21,400     |
| みそ又はしょうゆ製造業 | 16,600     |
| 酒類製造業       | 16,600     |
| 豆腐製造業       | 14,400     |
| 納豆製造業       | 14,400     |
| 麵類製造業       | 14,400     |
| そうざい製造業     | 21,400     |
| 複合型そうざい製造業  | 25,000     |
| 冷凍食品製造業     | 21,400     |
| 複合型冷凍食品製造業  | 25,000     |
| 漬物製造業       | 14,400     |
| 密封包装食品製造業   | 16,600     |
| 食品の小分け業     | 14,400     |
| 添加物製造業      | 21,400     |